

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項に規定する違反建築物であると認められる次の建築物について、その措置を命ぜられるべき者（以下、「命令対象者」という。）が確知できないため、同法第 9 条第 11 項の規定により、次のとおり公告します。

令和 7 年 5 月 2 日

川西市長 越 田 謙 治 郎

1 対象となる違反建築物の概要

- (1) 所在地：川西市久代 3 丁目 386 番 1 号
- (2) 種 類：倉庫
- (3) 構 造：補強コンクリートブロック構造
- (4) 床面積：4. 7 m²

2 命令対象者に命ずる必要な措置の内容

敷地内にある建築物を除却し、危険性を排除すること

3 措置が必要となる理由

当該建築物が、法第 6 条（建築物の建築等に関する申請及び確認）、法第 8 条（維持保全の努力義務）及び法第 20 条（屋根葺き材の緊結義務）に違反する建築物に該当し、倒壊等により、道路通行人等に危険が及ぶおそれがあるため

4 措置期限

令和 7 年 5 月 16 日まで

なお、期限までに措置が履行されない場合、法第 9 条第 11 項の規定により川西市長又はその命じた者若しくは委任した者（以下「特定行政庁等」という。）が令和 7 年 5 月 19 日以降に当該措置を行う。

5 措置に要した費用の徴収

特定行政庁等が当該措置を行った場合、それに要した費用を命令対象者から徴収する。

6 動産等の取扱い

特定行政庁等が当該建築物の除却を行うときは、建築物の内部又はその敷地に残置されている動産等を撤去・処分する。

なお、動産等について権利を主張しようとする者は、措置期限までに当該動産等を搬出すること。

7 問い合わせ先

川西市都市政策部建築指導課

電話：0 7 2 - 7 4 0 - 1 2 0 4

FAX：0 7 2 - 7 4 0 - 1 3 1 7